

第23回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年3月24日（金）午後3時32分～午後4時55分
- 2 開催場所 有家庁舎 2階会議室
- 3 出席委員
1番 金子初夫 2番 山口繁富 3番 永池弘美 4番 伊藤忠雄
6番 水田 勇 7番 増田 篤 8番 植木健太郎 9番 廣瀬博一
11番 下田 康 12番 山下勝也 13番 本多利任 15番 山本幸彦
16番 太田義基 17番 江島敏彦 19番 岡本敬一 20番 中村 久
21番 本多勝則 22番 竹下正廣 23番 中野裕二 24番 長橋世紀
25番 岩永豊一 26番 小川一英 27番 平 光正 29番 中村吉隆
30番 志岐好春 31番 太田香代子 32番 井村正則 33番 寺田健蔵
35番 高原照夫 36番 松川 正
(会長) 中川繁憲
- 4 欠席委員 5番 松尾孝明 10番 小谷洋徳 14番 木下勝徳 18番 多比良豊徳
28番 下田 泉 34番 隈部政博
- 5 議事録署名委員 8番 植木健太郎 11番 下田 康
- 6 事務局出席者 田口克哉 松尾 強 森 貴之 楠田祥平 長池和徳
野中美和子 松島由明

[日 程]

- 議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第113号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第115号 農用地利用集積計画の決定について

事務局（局長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第23回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席委員ですけれども、5番松尾委員、10番小谷委員、14番木下委員、18番多比良委員、28番下田委員、34番隈部委員の6名から届け出がっております。過半数に達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 本日は、第23回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席していただきましてありがとうございます。

今年度最後の総会になります。

さて、一昨日、総会の人事案件で承認いただきましたように、田口局長と職員が異動され、た

だいま紹介しました、新たに事務局長として、加津佐の出身の綾部さん、事務局員に深江の松本さんが来られるようになりました。田口局長は2年間、楠田さんは3年間、今までそれぞれの業務に頑張っていたいてきたことに改めて感謝申し上げます。異動されても、新しい部署でのご健闘をお祈りいたします。

農業者年金の加入推進につきましては、最後の最後まで頑張っていたいき、市全体では33件という実績を上げていただき、まことにありがとうございます。昨年8月の推進大会での目標に達しませんでした、すばらしい成果ではなかったかと思っております。

本日は、総会終了後、2名の職員と2名の臨時職員の送別会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局長から、37名中、本日の欠席委員が6名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に8番植木委員、11番下田委員を指名して、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（森） 2ページをごらんください。

（議案第112号 番号1～8を朗読）

1番、2番の〇〇〇〇さんについては、農地所有適格法人としての申請ではございません。農地所有適格法人以外の法人が農地を貸借する場合、貸借する農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること、他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること、他人の業務を執行する役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること、以上、全ての要件を満たす必要がございます。

解除条件につきましては、4ページから9ページまでに契約書のほうを添付しております。

4ページのほうをお開きください。

契約書の真ん中あたりに、3番、契約の解除という記載の欄がございます。

すみません。今度は、戻っていただいて3ページのほうお開きください。

営農計画ですけれども、〇〇〇〇さんの作付作物はミニトマト等で、出荷先は〇〇〇〇と記載がありますが、こちらにつきましては、〇〇〇〇等へのお荷ということでございます。

次に、4番から6番までの〇〇〇〇さんですが、今度は10ページのほうに営農計画書のほう添付しておりますので、そちら、10ページをお開きください。

〇〇〇〇さんの作付作物はレタスで、出荷先は〇〇〇〇です。

以上の案件について、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、1番、2番の〇〇〇〇さん、4番から6番までの〇〇〇〇さんは、現在下限面積基準を満たしていませんが、許可されれば下限面積基準を満たすものと思われま。そのほかの案件につきましては、全て許可基準を満たしていると思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりました。農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいとい

うことになっております。会社法人が農業をやるということでありましてけれども、ただいまの説明で理解していただきましたでしょうか。

〇〇番〇〇委員 そのことで1つ、そしたらお尋ねします。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇〇〇委員 今の議長の発言のような下限についてみたいな質問ですけれども、この適格法人ということは、これの解除要件の中でいかんと、それで適格法人でない人は、これを契約でつけない場合、このちゃんとした農業、営農をしなかった場合は、例えば、貸し主はどがんっているか、あるいはこういう3条とか賃貸とか——あ、賃貸じゃない、3条とかこういう許可についての取り扱いはどうなるのか、そこら辺はどうなって。ちょっと参考のために。

議長 はい。松尾班長。

事務局（松尾） 先ほど、皆さんのほうに1枚物のペーパーを配っていただきました。先ほどあったように、今までは農業生産法人と言っておりましたが、昨年からは農地所有適格法人と。これが、この法人は農業法人で、普通の会社でも構わないわけなんですけれども、農地の権限が、権利が取得できるというような格好を持っている法人というような格好になります。その場合については、ほかにもありましたけれども、生産法人ならば農地の取得、いったら所有も認められるという格好になります。農業生産法人以外の法人ですね。今回の場合は、〇〇〇〇ですか。こういう法人の場合については、賃借権なり使用貸借権の権利しか取得ができないと。その場合については、農業ができなくなる可能性がありますので、特に一般法人ですから、ほかの事業をやっているという格好になりますので、その人たちの場合については、農業ができないような状況になれば解除しますよという条件がつけて農地法の権利を受けるという格好になります。

それと、農業生産法人については、最初に農地の取得、権限があった場合については、農業委員会で審査をして、要件を満たしたときに、初めて3条の許可を出すというような格好になります。それと、毎年、事業年度終了後3カ月以内に法人としての報告を受けると。報告書を出す義務が発生しますので、その分を見て農業生産法人は、農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかの確認をしていくというような状況になります。その分を見て、もし農業生産法人としての適格を、要件を満たさなくなるおそれがあった場合については、農業委員会として指導を行っていくというような格好になりますので、その分は、その報告書をもって調査をしていくというような格好になるかと思っております。以上です。

議長 よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 大体わかりました。

一つ、あと言えることは、年度末に出すあの報告書というのはとても大事なことでしたよね。あと一つ出してもらわなんですね。

事務局（松尾） そうです。

〇〇番〇〇委員 はい、わかりました。

議長 はい。法人は必ずですね。よろしいですか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。この〇〇〇〇さんにつきましては、作付計画にありますとおり、ミニトマト、アスパラガスとありますけれども、設備等の中にはビニールハウスというのは記入されておりませんが、1年目に対してミニトマト、アスパラガスを生産するには、設備等は1年目にビニールハウスは必要かと思われましてけれども、この賃貸は済んだのか、済んでいないのかをお願いします。

議 長 はい、事務局。

事務局（森） 今回の土地の貸借の分の中に、そのハウスが入っていようかと思われま。以上でござ
います。

（「入っておるって」との声）

事務局（森） ああ、入っています。すみません。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

ないようでしたら、1番、2番は、今、説明があつておりますけれども、深江の案件ですけれ
ども、深江の委員さん、いかがでしょうか。

（「異議ありません」との声）

議 長 よろしいでしょうか。はい。

3番は、有家の案件ですけれども、有家の委員さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 4番から6番までは西有家の案件ですけれども、西有家の委員さんいかがでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 はい。

7番、8番は南有馬の案件ですけれども、いかがでしょうか。南有馬の。

（「異議なし」との声）

議 長 はい。

全体で何かご意見等ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 はい。

意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よつて、許可することに決定いたします。

次に、**議案第113号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について** 事務局より説
明をお願いします。

事務局（森） 11ページをお開きください。

譲渡人、西有家町〇〇、〇〇〇〇さん外3名、譲受人、南有馬町〇〇〇〇さん、土地、西有家
町〇〇〇〇、田、1、517㎡外4筆、計3、284㎡。願ひ出の事由、〇〇氏個人で転用する
よう計画していたが、平成29年1月25日に社会福祉法人〇〇を――すみません。これは、こ
の社会福祉法人のほう、ちょっと削除をお願いします。〇〇を設立し、その法人が転用事業者と
なり転用許可申請を行うため。許可日、平成28年12月16日、許可指令番号、長崎県指令2
8農地活第〇〇号、転用目的、老人福祉施設、権利の種類、売買。以上でございませ。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見とご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、取り消しは適当であると認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、許可処分の取り消しは適当として県に進達します。

次に、**議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より説明お願いしま

す。

事務局（森） 12ページをお開きください。

この案件につきましては、転用事業者が〇〇氏個人から社会福祉法人〇〇に変更となったこと以外、平成28年11月25日に開催しました第18回農業委員会総会時に審議していただいた内容と同じでございます。以上でございます。

議長 これは、今申したとおり、12月に上がったことで、現地調査も済んでおりましたので、皆さんから何かご意見とご質問等あればお願いしたいと思いますが。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達したいと思います。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（森） 13ページをお開きください。

西有家町〇〇、〇〇〇〇さんより、西有家町〇〇、〇〇〇〇さんへ。西有家町〇〇〇〇、地目、畑、地積、341㎡。申請の事由、申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久、農振内農用地ではございますけれども、現在、除外手続中で、3月31日に市のほうの異議申し立て期間が終了する予定でございます。その後、4月3日に県と協議をし、4月5日予定で除外の公告予定でございます。

この案件につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。転用目的の太陽光発電施設用地ですが、パネル76枚、設置面積が122.24㎡の防草シート敷き。資金については自己資金で賄い、造成については現状のまま利用し、雨水については自然流下となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番です。22日に〇〇委員と事務局と現地を調査に行ってまいりました。11時半ごろですかね。この案件は、県道〇〇線の〇〇、〇〇のところから2キロ、1キロぐらいかな。それの上の右手のほうです。〇〇地区というところですけども。この写真の左側が、ちょうど1m50ぐらい低いところで、自然流下ということでしたので、ちょっと排水の件をお尋ねしましたところ、その下に赤道があって、そこが、今、既に埋まってはいるんですけども、雨はそちらのほうに流水は流れるということでありまして、里道がありはするんですけども、その隣の畑の人にとりあえずその5条のお願いをしとってくださいということによってまいりました。あとは特別に問題ないと思ってまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等はありませんか。

（「ありません」との声）

議長 よろしいでしょうか。

ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達することといたします。

番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局（森） 14ページをお開きください。

西有家町〇〇、〇〇〇〇さんより、西有家町〇〇、〇〇〇〇さんへ。西有家町〇〇〇〇、田、地積、828㎡外1筆の計1,175㎡の転用申請でございます。申請の事由、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、贈与、時期、許可あり次第、期間、永久、農振内農用地外。こちらにつきましては、〇〇〇〇のほうは農振内農用地外で、〇〇〇〇につきましては、農振内農用地ではございますけれども、除外の申請中でございます。中身につきましては、先ほどの分と同じ、4月5日、除外の公告予定でございます。

この案件につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。転用目的の太陽光発電施設用地ですが、パネル300枚で設置面積が491.04㎡の防草シート敷き。資金については自己資金で賄い、造成については現状のまま利用し、雨水については自然流下となっております。以上でございます。

議長 先ほど、農振の〇〇〇〇というところは、この地図でどの位置に当たるんですか。

はい、事務局。

事務局（森） 〇〇〇〇というのが、左側の略図のほうをごらんください。下のほうのほうで太く囲ってある地区、区域が2つあると思うんですけども、そのうちの長方形、四角になっているほうが〇〇〇〇になります。北側のほうのちょっと変形した形の土地のほうが、〇〇〇〇になります。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員から願います。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。これも、〇〇委員と一緒に22日に、11時10分ごろですかね、職員3人と現地調査に行っていました。この案件は、12ページの場所の100mぐらい手前のほうです。今現在、地目は田でありますけれども、一部、〇〇〇〇につきましては、もう既に少し地上げをされているような感じでした。地目は田ということで聞きましたけれども。それと、先ほどの農振内のところは、今現在、昨年まで田んぼが植えてあったようでございます。ただ、排水につきまして、そこにその現在低いところが、水の流れができないんじゃないかというような話をしながらおたわわけですが、水は流れるようにつくりますと。その近くに青水があって、そのほうに流れるような形をつくりますとということでした。あとは、特別に問題はないんじゃないかなということ現地を見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達することといたします。

次に、番号4について、事務局より説明願います。

事務局（森） 15ページをお開きください。

西有家町〇〇、〇〇〇〇さんより、西有家町〇〇、社会福祉法人〇〇〇〇さんへ。西有家町〇〇〇〇、地目、畑、地積、482㎡。申請の事由、申請地を借り受け、学童保育施設を建築したい。権利の内容、賃借権設定、時期、許可あり次第、期間、30年間、農振内農用地外でございます。

こちらにつきましては、隣接する宅地〇〇〇〇、140.27㎡と一体利用ということで、合計622.27㎡でございます。

この案件につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満の第2種農地と思われます。転用目的の学童保育施設用地ですが、隣接する宅地と一体利用で、木造平屋建て1棟、建築面積が135.83㎡。送迎用2台、職員用3台の計5台分の駐車場。資金については自己資金で賄い、造成については現状のまま利用し、雨水については河川、汚水生活雑排水については合併浄化槽を設置し、河川へ放流となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。これも、22日の11時半ぐらいだったと思いますけれども、〇〇委員と職員3名と一緒に見てまいりました。今、向こう側が市道、市の道路で、手前のほうが、もう2級河川になっております。今の家は、古家は解体するというので、河川側のほうに建物をつくって、遊び場と駐車場ということで見てまいりました。ここにつきましては、別に何も問題ないんじゃないかなということでもあります。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達することといたします。

次に、**議案第115号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(森) 16ページをお開きください。

今月の利用集積計画ですが、賃借権が18件で3万5,789㎡、使用貸借権が69件で19万2,398㎡、所有権移転が6件で7,306㎡となっております。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、賃借権の再設定については朗読を割愛させていただきます。

また、賃借権及び使用貸借権ともに借受人が長崎県農業振興公社の場合、借受人につきましても朗読を割愛させていただきます。

(議案第115号 賃貸借権 番号1～13新規設定、使用貸借権 番号19～42新規設定を朗読)

〇〇番〇〇委員 議長。

議長 はい。

〇〇番〇〇委員 まだ80まであるので、皆さんで読んでもらうことでは、どうですか。

議長 よろしいですかね。

(「はい」との声)

議長 69件ありますので。

はい、じゃ、使用貸借権は割愛させていただいて、皆さん、ごらんになってください。次。

事務局(森) 26ページをお開きください。

(議案第115号 所有権 番号88～108を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、3番が〇〇委員、8

4番が〇〇委員の案件でありますので、この2つを除いて、何か質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議 長 それでは、〇〇番の〇〇委員、除斥していただきまして、3番の審議をしたいと思います。
——〇〇番〇〇委員退席——

議 長 では、番号3番について審議します。何かご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。
(「ありません」との声)

議 長 入席をお願いします。
——〇〇番〇〇委員入席——

議 長 次に、84番の案件で、〇〇委員、除斥をお願いします。
——〇〇番〇〇委員退席——

議 長 84番の案件について審議したいと思います。何かご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。
〇〇委員の入席をお願いします。
——〇〇番〇〇委員入席——

議 長 賃借権、使用貸借権、所有権に対してご意見がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議ないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終了させていただきます。